

第四十三号議案

江戸川区立幼稚園使用条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年九月十九日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区立幼稚園使用条例の一部を改正する条例
江戸川区立幼稚園使用条例（昭和二十九年三月江戸川区条例第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「教育委員会」を「江戸川区教育委員会」に改める。

第二条第一項を次のように改める。

幼稚園の入園料及び保育料は、零とする。

第二条第二項中「教育委員会規則」を「江戸川区教育委員会規則」に、「前項の保育料に月額四千円を限度として規則で定める額を加算した額」を「月額四千円を限度として規則で定める額」に改める。

第三条を削る。

第四条中「入園料は入園の際に、保育料は」を「前条第二項に規定する保育料は、」に改め、同条を第三条とする。

第五条中「入園料及び保育料」を「保育料（第二条第二項に規定する保育料に限る。以下この条において同じ。）」に改め、同条を第四条とする。

第六条中「教育委員会」を「委員会」に改め、同条第三号中「規定」を「規程」に改め、同条を第五条とする。

第七条を第六条とする。

付
則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和元年十月一日から適用する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の江戸川区立幼稚園使用条例の規定は、令和元年十月一日以後の入園に係る入園料及び同月以後の月分の保育料について適用し、同日前の入園に係る入園料及び同月前の月分の保育料については、なお従前の例による。

(説明)

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）及び子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の改正に伴い、幼児教育及び保育の無償化が実施されることを踏まえ、江戸川区立幼稚園の入園料及び保育料を零とするほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。